猪情公審答申第1号 令和4年7月1日

猪名川町長 岡本 信司 様

猪名川町情報公開審査会 会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和3年12月7日付猪企第263号で諮問された、部分公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

## 答 申 書

## 1 審査会の結論

令和3年3月16日付、猪情第30号の2で猪名川町長(以下「実施機関」という。)が行った「平成20年以降の本町農業委員会に届けられている農地売買の届出書」の部分公開決定(以下「本件決定」という。)は、結論において妥当である。

なお、本結論は、請求人が不服を申し立てた部分を審議の対象としたものであり、本件 対象文書において非公開とされた全ての事項を扱ったものではないことを申し添える。

## 2 審査請求に係る経緯

令和3年3月3日 審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例(平成

10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。)第

5条の規程により公開請求を行った。

令和3年3月16日 実施機関は、条例第7条の規程により本件決定を行い、その

旨を令和3年3月16日に審査請求人に通知した。

令和3年3月18日 審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機

関に対して審査請求を行った。

#### 3 審査請求に係る処分の内容

令和3年3月16日付、猪情第30号の2による「情報部分公開決定通知書」に関する 本件決定

## 4 審査請求の要旨及び理由

## (1)審査請求の要旨

公開された「農地等の権利移動の許可申請書中54件の「左の10aあたりの価額」 部分の公開を求める。

#### (2)審査請求の理由

本件決定において公開しないこととされた部分の内、「左の10aあたりの価額」は、申請者(譲受人、譲渡人)や地番を伏せれば個人の特定は不可能であることから、非公開情報に該当しないため。

#### 5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

農地等の権利移動の許可申請書は、農地の所有権を移転する際において、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定により、農業委員会の許可を受けるものとされ、本町農業委員会に提出された許可申請書である。なお、審査請求人が本件にかかる情報公開請求にて求めた、平成20年以降(平成20年度~平成22年度)の許可申請書については、猪名川町文書取扱規程に基づき、文書保存期間の経過により廃棄している。

許可申請書にかかる非公開の部分の内、個人を特定できる情報については、条例第9条第1号に該当、また、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報については、条例第9条第2号に該当するものである。

請求人が主張する「左の10aあたりの価額」については、取引の当事者のみが保有する情報を、農地法第3条に基づき、本町農業委員会に許可を得るために報告しているものである。

そもそも農地法では、農地の権利移動について、土地投機等の望ましくない目的での農地の権利移動を制限し、生産性の高い経営体によって効率的に利用されるべく、農業委員会の許可を必要とするものである。

上述のとおり当事者のみにしか知り得ない情報をみだりに公開することは、本事業における当事者との信頼関係が損なわれるにとどまらず、農地法における「農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図る」という目的が阻害されるものであり、条例第9条第4号に該当するものである。

したがって、条例第9条第1号、第2号及び第4号に該当するとして部分公開とした本件決定には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

## 6 実施機関の弁明に対する審査請求人の反論

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、審査請求書及び口頭意見陳述により、おおむね次のとおりである。

取引した農地の売買価格及び単価は個人情報が非公開であれば、信頼関係を損ねるとは考えられない。地番その他を伏せれば個人の特定は不可能だったが、実施機関は「売買された農地の単価が知りたい」と求めたことに対し、適切な折衝、調整を怠り、求めている情報を公開しなかっただけではなく、求めていない他の情報(小字)を出すことで、「左の10aあたりの価額」を公開できないようにしている。

本件にかかる情報公開請求の目的は、道の駅移転先である南田原の農地売買の金額(約

5億5000万円)が適正かどうかを測るため、その比較対象を求めたものであり、その ことについては窓口職員も農業委員会も認識していたはずである。

このように、請求人の意図や、求める情報を知りながら、曲解あるいは悪意により優先 度の低い情報を公開し、求めた情報を公開しなかったとすれば、全体の奉仕者(地方公務 員法第30条)にあるまじき不作為の不法行為である。

さらに、農地法第52条においても農政を適正に行うにあたり、農地情報の提供を行う ことが法律の義務付けがあるにもかかわらず、実施機関は住民に対し非公開としており、 公益を損なうものである。

実施機関は、「個人」情報や当事者との「信頼関係」のことばかり主張するが、請求する情報を公開することで、どのように「個人」情報の暴露につながり、行政と「個人」の「信頼関係」を毀損するのか、具体的に論じるべきである。

#### 7 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、非公開とした部分の内、「左の10 a あたりの価額」について、関係当事者間の協力関係もしくは信頼関係が損なわれる情報、所謂行政執行情報であるかを争っている。そのため、審査会では審査請求のあった「左の10 a あたりの価額」が、行政執行情報に該当するかについて判断した。さらに、請求人が主張する情報の特定の適否について審議した。

なおこの他、条例第9条第1号及び第2号による非公開部分があるが、争点に影響のある情報を除き、審査の対象としない。

#### (1) 行政執行情報(条例第9条第4号該当性について)

まず、条例第9条第4号の該当性について検討する。本号は、町の機関が行う各種の 事務事業に関する情報で、公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれる と認められるものについて、適用除外事項とすることを定めたものである。

これを踏まえ当審査会で本件対象公文書を見分したところ、「左の10 a あたりの価額」は当事者同士の取りきめにより記入された情報であり、実施機関が主張するように第三者が容易に知り得る情報ではなく、また当事者に公開の許可を得ているものではない。

次に、個人を特定できなければ信頼関係を損なう可能性はないとの請求人の主張について、本号に該当しない可能性を検討する。小字を非公開とすることで価格を公開したとしても当事者の特定には至らないことについて、実施機関への口頭意見陳述において確認したところ、請求人が農地関係者あるいは地縁者の場合、小字を非公開とした

としても、大字と価格で当事者が特定される恐れがあり、当事者の取引価格に関する情報を関係者等が知るところになれば、地域内のトラブルに発展する可能性が危惧されるとの弁があった。

情報公開制度においては、請求人のいかんを問わず公開・非公開を判断するものであるから、当然に上記の事例等を想定した上で判断しなければならない。

上記審議を鑑み、「左の10 a あたりの価額」を非公開としたことについては、請求 人が主張するように公開することで「信頼関係」が損なわれるものとまでは言えないが、 当事者の経済的な資産に関する個人の情報として、最大限に保護する必要がある情報 とみるべきである。

したがって、「左の10aあたりの価額」については、条例第9条第4号ではなく、 条例第9条第1号(個人に関する情報)に該当すると判断すべき情報であるが、本件決 定の結論を左右すべきものではない。

#### (2)情報の特定の適否について

請求人は、実施機関が情報の特定を行うにあたり、適切な折衝、調整を行わなかったと主張している。このため、請求人が求めた情報について、本件決定による以外に知り得る手段がないか、次のとおり確認した。

#### ①登記手続き関係

農地の移転については手続き上、法務局への届け出を行うことから、法務局における 対応状況を確認したところ、登記手続きにおいて、取引価格や単価などの申告は不要で あった。また、手続きの際に法務局へ提出する登記関係書類について、売買契約書など が存在する場合があるが、原則公開対象外であり、利害関係人以外が閲覧できる方法は ない。

#### ②インターネット上での公表状況

インターネットにより農地情報が公表されているか確認したところ、「全国農地ナビ」(全国農業会議所)、「土地総合情報システム」(国土交通省)があった。

「全国農地ナビ」については、全国の農業委員会からの提供を受け、公表しているものであり、農地の面積や現況などが確認できるが、価格に関する情報は確認できなかった。

「土地総合情報システム」は「不動産取引システム」と「地価公示等システム」の2 種類の情報が公表されており、その内「不動産取引システム」では取引当事者のアンケート調査結果を、物件が容易に特定できないようにしている。農地も対象となっているが、猪名川町で検索した結果、少数しかなく全ての取引が公表されているものではなく、 請求人が求める情報にかかるインターネット上での公表は確認できなかった。

この状況から、条例第15条にある他の制度との調整にはあたらず、条例第6条に基づき情報の特定を行ったことは、適当と判断する。

#### (3) その他の事項について

請求人より、農地法第52条における指摘があったことについて、条文を確認したところ、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされていることから、あくまで的確な事務執行を行うための規定であり、広く積極的に提供するべきとの請求人の主張はあたらない。

なお、農地情報の公表については、農地に関する情報の活用の促進を図るため、農地 法第52条の3第1項により、除外規定(公表することにより個人の権利利益を害する ものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除 く。)を考慮し、全国の農業委員会において、農地台帳に記録された事項の公表に取り 組まれているところである。

以上のことから総合的に審査を行ったところ、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年12月 7日	諮問書の受理
令和3年12月13日	諮問案件の審議 (審査請求・弁明書の確認)
令和4年 1月26日	諮問案件の審議 (口頭意見陳述の実施確認)
令和4年 3月16日	審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和4年 4月21日	諮問案件の審議(意見整理)
令和4年 6月30日	諮問案件の審議 (答申内容の確認)
令和4年 7月 1日	答申

# 9 猪名川町情報公開審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	淺田 英範
委 員	福島 力洋
委 員	太田 はるよ
委 員	住野 敦浩